

＜榎原市 乳幼児、児童・生徒 定期予防接種 実施手順＞

〈接種手順〉

〔1〕 接種前（予約時）

- ① 被接種者の氏名・住所・生年月日・連絡先を確認する。
＊榎原市に住民登録があるかを確認する。（転出日当日は不可）
- ② 接種を希望する予防接種名を確認する。このときに、接種スケジュールに沿っているか、対象年齢に該当するかも確認する。
- ③ 接種スケジュールに沿っていない場合や対象年齢以外であれば、保護者に定められている時期、接種の順番を説明する。
- ④ 接種当日に母子健康手帳（母子健康手帳を紛失した場合は予防接種の記録がわかるもの）と予診票を持参するよう伝える。

〔2〕 接種当日

- ① 榎原市民が接種当日、母子健康手帳等と予診票（記入済み）を医療機関窓口に提出する。その内容が予約時と同様であることを母子健康手帳等にて、氏名・住所・生年月日で確認する。
＊榎原市に住民登録があるかを本人確認書類および口頭で確認する。
- ② 生年月日より対象年齢内であるか確認する。
（本実施手順4ページおよび定期実施要領を参照）
このとき当該予防接種の対象者であることを確実に確認すること。対象週齢、月齢及び年齢を確認すると共に、母子健康手帳等で前回の予防接種のワクチンの種類や間隔等を確認すること。
＊満年齢（月齢）、未満の計算に注意。
＊ロタウイルス感染症予防接種においては、対象者の解釈が他の予防接種と異なる。
- ③ 他の予防接種との間隔の確認（注射生ワクチンから注射生ワクチンを接種する場合は接種した日の翌日から起算して、27日以上の間隔をおいて接種）。
- ④ 接種不適合者及び、接種要注意者でないかを含め確認する。
- ⑤ 保護者が説明書を読んだか否か確認し、読んでいない場合は、医療機関に配付している説明書を読むように説明すること。
- ⑥ 診察前に体温を測定し、測定時刻とともに予診票に記入する。
- ⑦ 予診票のすべての項目にチェック（レ印）を入れ、記入もれは確認し必ず記入する。
診察（視診及び打聴診）の結果、医師の署名（記名・押印でも可）をする。
＊サインはフルネーム。
- ⑧ 1) 接種可能な場合
「可能」に○印をつけて医師の署名（記名・押印でも可）をする。
その後、保護者のサインをもらい、接種する。
2) 接種を見合わせた場合
「見合わせ」に○印をつけて見合わせた理由を予診票に記入のうえ医師の署名（記

名・押印でも可) をする。この際保護者に説明し、サインをもらう。

様式「予診票再交付申請書」を記入し、保護者は母子健康手帳等と予診票再交付申請書を持って健康増進課窓口へ予診票再交付の申請をするよう説明する。次の接種予定が直近でない場合は、母子健康手帳等と予診票再交付申請書を用いて、橿原市ホームページ「乳幼児、児童生徒予防接種関連の手続き」内の申請フォームから申請可能であることを説明する。

※ 橿原市「乳幼児、児童生徒予防接種関連の手続き」

<https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1046/gyomu/3/2/3/17743.html>

〔3〕 接種終了後

- ① 「母子健康手帳」又は「予防接種の記録」と予診票に、接種年月日、ワクチン名、ロット番号、有効期限、接種量、接種部位等を記入し、医療機関印を押印する。また、子宮頸がん予防接種については、予診票の一番後ろについている子宮頸がん予防接種済証を記入し大切に保管するように伝えて保護者に渡す。
- ② 次の予防接種について、接種間隔・対象年齢・スケジュールを踏まえ説明する。

◎その他

○保護者が特段の理由で同伴することができない場合

- (1) 被接種者の健康状態を熟知する親族などが同伴することが可能である。その場合、橿原市ホームページ「子どもの予防接種」に掲載又はチラシ「予防接種を受けましょう（児童・生徒用）」に記載している委任状が必要である。

※ 橿原市「子どもの予防接種」

https://www.city.kashihara.nara.jp/kosodate_kyoiku/kosodate/4/2/8836.html

- (2) HPV（ヒトパピローマウイルス感染症）ワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）については、被接種者が13歳以上16歳未満の時、保護者が同伴しなくても子宮頸がん予防ワクチンを接種できる。その場合、保護者が予診票の記載事項、チラシ「子宮頸がん予防ワクチン接種について」等を読み、理解し、納得して被接種者に予防接種を受けさせることを希望する場合は、予診票の保護者記入欄と予診票の表紙にある同意書に保護者が署名する必要がある。

○ 予防接種二次医療機関の業務範囲及び紹介について

- (1) 定期予防接種を実施する医療機関（以下「一次医療機関」という）で接種を行う際、定期実施要領 10(1)で定める「予防接種の判断を行うに際して注意を要する者」（予防接種要注意者）の内、一次医療機関では判断が困難な場合について、一次医療機関からの紹介により予防接種を実施する。

※ 1 予防接種実施規則第6条で定める「予防接種を受けることが適当でない者」（接種不適当者）は二次医療機関での接種対象者にはならない。

※ 2 定期接種期間内に接種できなかった者、定期接種対象外の者及び海外渡航などで定期外の接種が必要なものは二次医療機関での対象者にはならない。

- (2) 様式「二次医療機関紹介状」を記入し、健康増進課（保健センター北館4階）に申

請するよう指導する。(申請時、母子健康手帳等及び予診票が必要)

奈良県予防接種二次医療機関は別紙による(本実施手順5ページ)。なお、接種料金は公費負担とする。

○コッホ現象の報告

コッホ現象を診断した場合には、保護者の同意を得て、様式「コッホ現象事例報告書」により市に報告すること。

○予診票の送付

乳幼児期に対象となる者については、生後2か月になる前に予防接種の予診票綴りを、児童・生徒については、9歳になる前月に今後対象となる予防接種の予診票を、個別通知する。

また、子宮頸がん予防ワクチンについては、対象者(キャッチアップ接種対象者を除く。)に小学6年生を迎える年度の初旬に予診票を送付する。キャッチアップ接種対象者には申し出により市にて予診票を発行する。

○予診票の再交付

予診票を紛失した者は母子健康手帳等を持参の上、接種前に健康増進課(保健センター北館4階)で再交付を受けるように伝える。次回の接種予定が直近でない場合は、母子健康手帳等を用いて橿原市ホームページ「乳幼児、児童生徒予防接種関連の手続き」内の申請フォームから申請可能であることを説明する。

※ 橿原市「乳幼児、児童生徒予防接種関連の手続き」

<https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1046/gyomu/3/2/3/17743.html>